

都市計画の策定経緯の概要

① 決定内容

鳥栖基山都市計画都市計画区域に、地区計画区域（真尻地区地区計画）を設定する。

②計画決定までの手続き

事 項	時 期	備 考
1. 素案作成及び県と下協議	令和 6 年 8 月 2 3 日	
2. 下協議（県の回答）	令和 6 年 9 月 2 6 日	
3. 原案作成	令和 6 年 1 0 月 1 7 日	
4. パブリックコメント	令和 6 年 1 1 月 5 日 ～ 1 2 月 4 日	基山町まちづくり基本条例 に基づき 30 日間
5. 地元説明会	令和 6 年 1 1 月 1 4 日	
6. パブリックコメントに基づく 原案に対する意見の募集	令和 6 年 1 1 月 2 1 日 ～ 1 2 月 4 日	基山町まちづくり基本条例 に基づき 意見書提出期間 2 週間
7. 公聴会	令和 7 年 2 月上旬	
8. 都市計画案の作成	令和 7 年 3 月上旬	
9. 県と事前協議	令和 7 年 3 月中旬	
10. 事前協議（県の回答）	令和 7 年 4 月上旬	
11. 案の公告・縦覧	令和 7 年 4 月中旬 ～ 5 月上旬	縦覧期間 2 週間 意見書提出期間 2 週間
12. 基山町都市計画審議会	令和 7 年 6 月上旬	
13. 県への協議申出	令和 7 年 6 月下旬	
14. 県の回答	令和 7 年 7 月下旬	
15. 決定告示	令和 7 年 8 月上旬	

③対象地区

大字宮浦字真尻372番1、372番2、372番4、372番8、373番1、418番、419番、
420番、422番1、424番、425番、426番、426番2、427番、428番1、428番1地先道路、
429番1、429番1～429番2地先道路、429番2、430番1、430番1地先道路、431番、431番
地先水路、432番1、433番1、434番1、435番1、435番2、435番2～480番2地先水路の一
部、437番、438～440番3地先道路の一部、438番、439番、440番1、440番3、474番、
477番1、479地先水路、479番、480番1、480番2、481番1、481番3、483番1、483番3、
483番5、483番6（の一部）、484番、大字宮浦字玉虫540番1、542番1、542番3、
542番4

計 5 1 筆